

取扱注意

平成 19 年 9 月 10 日
平成 20 年 7 月 9 日まで保存

実態把握強化推進上の要点

1 実態把握の対象

イスラム諸国会議機構（OIC）の国籍を有する者及びその他の国籍を有するムスリム。
 ※ ムスリムとはイスラム教徒をいう。OIC 加盟国 56か国1地域の国籍を有する者の把握を最重点として、把握した場合は全て公安係に報告すること。その他の国籍を有するムスリムとは、OIC 加盟国以外の国籍を有する者で、言動、服装等からムスリムと認められる者。
 なお、ムスリムか否かの判別が困難な場合は、活動報告書等により公安係に報告し、判断を任せること。

2 報告要領

(1) 必要事項

① 国籍

※ 中国は「新疆ウイグル自治区」、フィリピンは「ミンダナオ島」、タイは「ヤラー県」、「ナラーティワート県」、「パッターニ県」出身者に限定します。

② 氏名

③ 生年月日

④ 住所（質内の新規対象国人等は、必ず居住確認の有無を記載すること）

⑤ 報告者の係、官職、氏名、職務、入手の端緒（巡査、職員、交通取締りなど）

(2) 報告先

上記必要事項を活動報告書又は各署で定められた書式に簡記し、公安係に報告。
 なお、活動報告書の件名は「実態把握について」とすること。

3 巡回連絡推進上の具体的着眼点

(1) 安価なアパートに住む人

対象の8割以上が、集合住宅（寮を含む。）に居住している。民族的特性等の理由から、短期間での転居を繰り返す傾向があるので、巡回連絡カードが提出されていても必ず人定を確認すること。

(2) 稼働先に対する巡回連絡

ア 外国人を雇用している企業・会社

外国人を雇用または研修生として受け入れる企業等では、外国人が頻繁に入れ替わることが多いので、定期的に訪問すること。また、企業が賃貸物件を外国人の社員寮としている場合もあるので、社員寮の有無に関しても漏れなく聴取する。

イ イスラム諸国出身者が経営する店舗

イスラム諸国出身者は、中古車業者、貿易会社、鍼灸業者、レストラン等を経営し、同国出身の従業員を稼働させていることが多い。また、同国人の一時滞在場所となっている場合もあるので、既把握の店舗であっても、まめに立ち寄り、補充カードの作成（補正）を依頼すること。

なお、カレー店や居酒屋チェーン店などの飲食店においてイスラム諸国出身者の稼働を数多く確認していることから、漏らさず巡回連絡を実施すること。

ウ 社員寮（町工場、土建会社、新聞店等）

必ずしも社長や所長との面接にこだわることなく、実際に社員等の管理を担当している者と面接し、補充カードの作成を依頼すること。また、防犯指導を兼ねて、可能であれば定期的に訪問すること。

(3) 学生寮等に対する巡回連絡

個人情報保護を理由に、学生寮や学生会館等に対する巡回連絡を拒否された場合は公安係に報告し指示を仰ぐこと。また、居住者の入れ替えが頻繁であることから、定期的に実施すること。

4 巡回連絡推進上の留意点

(1) 宗教に関する言動は慎む。

(2) 外国人の狙い撃ちと思われないよう、言動や手法には留意する。特に警ら中、外国人だという理由だけで、声かけ、職務質問を行い、人定事項を確認することのないように注意する。

(3) 昼間帯は不在が多いので、幹部承認の元で、夜間・休日に重点的に実施する。

(4) 名義や表記は日本人配偶者になっているケースもあるのによく確認する。

秘

秘（外3.2）第1号

平成16年3月18日

平成16年12月31日まで保存

関係所属長殿

外事第三課長

国際テロ関連実態把握の集中的な推進について

今回「国際テロ関連実態把握の集中的な推進について」（秘（公.外3.2）第4号）により期間を指定し対象国人の実態把握等を強力に推進することとなります。諸情勢に鑑み、昨日「国際テロ関連実態把握の実施期間の変更について」（秘（公.外3.2）第5号）により実施期間を「3月22日から」と変更しましたので、誤りのないようにお願いします。

なお、基本通達及び同別添に補足して、以下実施要領等につき連絡をすることとしましたので要員の指定等の参考にして下さい。

記

1 楽旨

現在、各種通達等により国際テロ対策を推進中ですが、各署から報告を受け、当課で把握している外国人の居住実態と入管統計を比較しますと

統計上の都内居住対象国人 約4万人

把握している都内居住対象国人 約4千人

と大きな隔たりがあるのが実態です。各種国際テロ対策を進めていく上で、管内にどれだけの対象人が居住し、どのようなコミュニティを形成しているかを把握しておくことが極めて重要です。

また、集中的かつ頻度の高い管理者対策の推進により、不審情報を直ちに把握できる体制の構築が急務です。本部としても専従体制をとるほか、方面指導官を指定することとしておりますので、各署にありますては、外事担当以外の専従員の指定、署情に応じたプロジェクトの編成等により、この機会に徹底した実態把握をお願い

するものです。

2 実施期間

本年3月22日から6月30日までの間

3 体制

(1) 本部

ア 専従体制

外事第三課長を責任者とする、全課体制

イ 指導体制

理事会以下15名

担当	指導官	補助者
総括指導 (連絡先)	■理事会(外三) 58505	_____
1, 2方面担当 (連絡先)	■管理官(外三) 58510	■係長・■主任(外三) 58581~2
3, 4方面担当 (連絡先)	■管理官(外一) 58110	■係長・■主任(外三) 58551~2
5, 10方面担当 (連絡先)	■管理官(外二) 58330	■係長・■主任(外三) 58541~2
6, 7方面担当 (連絡先)	■管理官(公一) 7851-5710	■係長・■主任(外三) 7854-5851・5854
8, 9方面担当 (連絡先)	■管理官(公総) 57220	■係長・■主任(外三) 58551~2

※ 上記指導担当が実施期間中に督励・指導する予定です。

(2) 警察署

専従員の指定

各署外事担当以外から少なくとも1名の専従員を指定して下さい。

※ 指定については公安経験者等で他の係員でも可能です。

※ 署情に応じて可能であればプロジェクト的体制をとって実施して下さい。

※ 3月19日(金)までに専従員の所属、階級、氏名、年齢を「けいしWN」により、外事第三課二係宛報告（報告書式については別添1のとおり）

4 重点推進項目及び推進要領

(1) 管内に居住あるいは勤務する対象国人の実態把握

巡回連絡、交通違反、事件・事故の取扱、不動産捜査、各種取扱などあらゆる警察活動を通じて対象国人の実態把握に努めていただくことになりますので繰り返し署員に意識付けを行う等積極的に働きかけを行って下さい。

既存資料について再度見直しを行い（当課資料についても別途管轄署毎に発送します）単なる数字の報告にならないように留意願います。

なお、インドネシア、フィリピン、マレーシア及びシンガポールの出身者については従来どおり20～50歳の男性に限り報告して下さい。

(2) 管理者対策の強化

管理者対策は、既に把握済みの海空港、ホテル、ソフトターゲット、レンタカー、小型航機機等の管理者等、化学剤等保有業者、病原体取扱大学病院研究室の管理者等、中古車業者等に対し、一方的に実施して終わりにすることなく、集中的、かつ頻度の高い管理者対策（2週間に1回を目途）を推進し不審情報を入手した場合の速報体制を構築して下さい。

なお、情報提供依頼に際しては、対策に応じて、不審点の具体的な事例（着眼点）を示して不審情報を入手に努めて下さい。

(3) モスク等の集中的実態解明

当面、4月2日から期間中の毎週金曜日

- [REDACTED] ([REDACTED] 署管内)
- [REDACTED] ([REDACTED] 署管内)
- [REDACTED] ([REDACTED] 署管内)

の3施設の金曜礼拝参加者に的を絞り、指定署と外事第三課の合同による集中的実態解明（行確）を実施するので要員を派遣していただくことになります。

指定区分については

1・2・6方面の各署 [REDACTED]

3・4・5・10方面の各署 [REDACTED]

7方面の各署 [REDACTED]

※ 8・9方面については別途指示とし、島部及び他の礼拝施設を管轄する署は除きます。

※ 礼拝施設を管轄する署にあっては、今後視察報告を行う際、概ねの礼拝時間についても報告願います。

※ 第1回目（4月2日）については、指定各署の1名を当日午前9時30分までに外事第三課浅草分室（第六方面本部1階）に集合をお願いします。指示の後、各対象毎に金曜礼拝参加者の人定確認作業に従事していただきます。（服装随意、7方面の各署については9時00分までに集合）

※ 取扱等署情により欠席する場合には、事前に担当デスク（[REDACTED]）まで連絡願います。

※ 第2回目以降については

[REDACTED] は麻布署講堂

[REDACTED] は本部14階公安指揮所

[REDACTED] は [REDACTED] 署（部屋については別途連絡）

に午前10時30分集合とします。

※ 礼拝参加者の人定確認については、確実な書類等で確認をお願いします。

解明作業について調査不可能な場合又は他所属管内の勤務先に追い込み
解明作業に調整を要する場合（管理者対策を所轄署に委ねた方が実効が上
がる場合等）には、その都度、担当班で検討・調整を行います。

- ※ 作業の合理化を図り、また重複を避けるため作業の進捗状況（追い込み
先、基調関係で判明した事項等）をその都度担当デスクに報告して下さい。
- ※ 行確実施後（週明けの早い時期に）当課で作成する、当日の礼拝参加者
の資料を確認していただき、いわゆるタマ違いや事後の重複を避けたいと
思います。
- ※ 行確・解明結果については、別添2報告用紙の形式で「けいしWAN」
で報告願います。

5 報告要領

(1) 実態把握結果

新規に対象国人を把握した場合には、その都度「けいしWAN」（所定エクセ
ル形式）により下記係宛報告

(2) 管理者対策実施結果

実施結果について月2回（15日及び月末迄）「けいしWAN」にて報告する
こと。なお不審情報の入手については速報

(3) 礼拝参加者の解明結果

解明終了時、「けいしWAN」（別添行確・解明結果報告書）により下記係宛
報告

6 対策推進上の留意事項

作業については秘匿を原則とし、人権に十分配意をお願いします。（地域係員等
に対しても同様の指示・教養の徹底をお願いします）

7 評価及び表彰関係

本期間に限り、推進項目に関する各種報告に対し、通常の評価点数から割増加
点することとし、表彰基準にあってもモスク出入者の解明作業につき課長賞の上申
対象（新規解明1件につき課長賞3級）とします。

なお、各種推進結果については、監察項目とする予定です。

《報告及び本件に関する問い合わせ先》

外事第三課

○管理官：警電 [REDACTED]

○係長：警電 [REDACTED]

○第二係：警電 [REDACTED]

○FAX：警電 [REDACTED]

○けいしWAN：外事第三課第二係（[REDACTED]）

平成20年6月13日
外事第三課

サミット本番に向けた首都圏情勢と対策

1 情勢

米国は、本年4月30日、「2007年テロ年次報告書」を公表し、国際テロの情勢について、「アル・カイダが、米国及びその同盟国にとって最大の脅威であるとの認識に変化はない」と述べるなど、依然、G8各国に対するイスラム過激派によるテロの脅威は深刻です。

わが国でも、サミットを直前に控え、本年4月、国際テロ組織アル・カイダのナンバー2とされるアイマン・ザワヒリが、日本が攻撃対象として、「日本は、イスラムの土地に対する十字軍(遠征)の共犯者である」として、テロの可能性に言及したほか、5月には日本のアニメの表現が、「イスラムを冒涜している」として、イスラム教徒の反発を招いた事案も発生しています。こうしたことから、これらの情勢に触発されて、過激化した個人などがサミットの機会にテロを敢行する可能性も懸念される情勢にあります。

警視庁公安部は、特に注目すべき最近の国際テロの傾向として、①ホームグローン・テロリストの出現、②手製爆弾の使用、③ソフト・ターゲットが狙われている、という3点を掲げ、その対策に取り組んでまいりました。3年前の「グレンイーグルズ・サミット」開催期に発生した「英国・ロンドンにおける同時多発爆弾テロ事件」では、非イスラム圏で生まれ育ちながら、何らかの影響で過激化した「ホームグローン・テロリスト」が、手製爆弾を用いて、首都の公共交通機関を狙ってテロを敢行しました。今次サミットも、サミットは北海道洞爺湖で開催されますが、あくまでも「首都東京が主戦場」との認識の下、各種対策に取り組んでおります。

2 対策(今後の予定に係る内容はすべて12日現在のもの)

現在、国際テロ対策としては、外事第三課長以下 216名体制で、以下の各種対策を強化推進しております。

(1) 対象国人(イスラム諸国人)等の実態把握

イスラム・コミュニティーがテロのインフラとなり得ることから、イスラム諸国人の実態把握率向上を目的としてポイント制による特別表彰を実施しています。これまでに約 12,677 人(H20.5.31 現在) (都内のイスラム諸国登録数 14,254 の約 89%) を把握しデータ化しています。

(2) 各種管理者対策

化学剤取扱業者、ホテル、レンタカー、インターネットカフェ、ハラール・レストラン、中古車業者等テロのインフラとして利用されるおそれのある業態ごとに、時期を指定して強化期間を設定の上、各警察署において当該業態の管理者と面接させ、不審情報の収集及び即報体制を強

化しています。化学剤取扱業者に対する対策の成果としては、薬局からの通報により、手製爆弾(TATP)を自宅で製造していた日本人男性の発見・逮捕に至った好事例も報告されております。また、担当課による粘り強い対策の結果、現在、都内に本社を置くレンタカー業者大手4社(トヨタレンタリース、ニッポンレンタカー、オリックスルレンタカー、ニッサンレンタカー)から、照会文書なしで利用者情報の提供が受けられる関係が構築されており、特にイスラム諸国人等が利用する車両に係る情報については、現場での検問に資すると思われることから、当該情報の警備部との共有について、現在、細部を調整中である。

(3) ホテル対策

ホテル対策については、①不審情報認知時における警察への通報、②外国人旅券の写しの保管の徹底、について、管理者対策を推進しています。5月末現在、外国人が利用する 686 施設のうち、旅券の写しを保管していないのは 177 施設（旅券写し保管率 74%）であるため、引き続き、粘り強く協力を働きかけています。

(4) 不審者情報の収集活動の強化

担当課では、提報者、管理者、一般人等による情報提供を通じて入手した国際テロに関する容疑が払拭できない不審な情報を「不審情報」と定義して、各警察署に挙署一体となった情報収集体制の確立と容疑解明の徹底を指示しています。本年 1 月 24 日から 6 月 11 日までの報告件数は 209 件（入手経路：管理者 120 件、提報者 25 件、巡回連絡 23 件、その他 41 件）に達し、継続案件については 21 件となっています。

(5) 要警戒対象者警戒の強化

サミットに向けて、テロ等の不法行為を行うおそれのある者を要警戒対象に指定し、6 月 23 日からサミット終了までの間、常時厳重な視察・行動確認を実施して容疑解明を強化推進する予定です。現在、銳意警戒対象を選定中ですが、ネット上のチャットルームで過激な言動を繰り返すイスラム諸国出身者や、テロ組織のメンバーを自認するイスラム諸国出身者らが候補に挙がっております。また、併せて都内のモスク・礼拝所に対する視察体制を強化して出入り者の実態把握を強化します。

(6) 来日者対策

4 月 1 日から来日外国人の査証申請に係る情報に基づき、①当該来日者の国内の招聘元に関する適格性調査、②滞在予定のホテル等に対する宿泊事実の調査を行っており、5 月末までに、招聘元への調査については 675 件、宿泊事実については 2,887 件を実施しています。

さらに、来日者対策をより万全なものとするために、6 月 23 日からサミット終了までの間、来日者が記載した ED カード（出入国記録カード）を閲覧した上で、国際テロ対策上の注意を要する対象者に関し、都内の滞在先を把握・確認する作業を実施する予定です。

平成21年1月14日

国際テロリズム対策課

関東地域国テロ担当補佐等会議概要（1/9：警察庁）

1 国際テロリズム対策課長訓示

昨年末に新たな通達を発出したところであるが、今春の人事異動も踏まえて確実に後任者に伝達できるようにしておいてもらいたい。大きな組織になればなるほど担当が細分化され、伝達に齟齬が生じることとなるので配意をお願いしたい。

私からは通達に関する概略的に話をしたい。

まず、第1点目は、爆発物原材料業者に対する管理者対策である。これは単にホテルに宿泊されたとは次元の違う問題であり、これが失敗すると成功するのとでは大きな違いがある。

これに関して各県の知事部局には肥料取締法に基づく取扱業者のリストがある。7品目とはいっても硝酸アンモニウムと尿素のみではあるが、そこからリストをもらっていると承知している。それを通じてサミット対策で実施した管理者対策では把握していないかった新たな業者も浮上し増えているはずなのに、一方、全国規模で調査を行うと把握業者が変わっていないとか減っているというありえない状況も起こっている。別にこれまでの管理者対策が不十分だったと責めるつもりはないので、新たな業者を把握したのであればそれらに対する管理者対策を行っていただきたい。

また、インターネットで取扱っている業者も判明しているので、そこはもう一度インターネットでの取扱いがあるか否かを確認してほしい。さらに、店頭購入の場合は一見して不審な客は分かるが、インターネットでの場合はそれが分からぬので、何をもって不審とするかについては、実際に管理者対策を行う警察署の専務員に対して指導教養をしてほしい。

皇居に向けた爆弾事件でもそうだが、犯人は自分の身分を偽らずに原料を購入している事実があり、これが身分を偽って購入していたらもっと分からなくなるという悲壮感もある。したがって、業者に対しては平素から正確な在庫管理と仮に盗難被害にあった場合には“何をどのくらい盗まれた”ということを速報できるようにしておくことを指導しておく必要がある。そのようなことから、管理者対策の中でも爆発物原材料業者対策は特に力を入れてお願いしたい。

第2点目は、B I C Sについての関係です。

B I C Sは、2007年1月1日の導入から1年間で846名の入国を阻止をしたと入管側は成果を誇示しているが、無論、846名の入国を阻止をしたことは良いことだと思うが、大半は東南アジアからの風俗関係従事者である。そんな中、報道で既にご承知と思うが、韓国人の51歳の女性が2008年4月30日に青森県から入国した。この女は2007年7月31日に退去強制処分となっていたにもかかわらず、8ヶ月後にB I C Sをかいくぐって入国できたわけである。この女は、2008年8月5日に長野県で東京入管によって検挙されたが、ブローカーが田舎で入国させて全国的に動かし

ている実態だと思う。この女の供述によると、韓国出発当日にプローカーが直接貼ってくれたということである。ご存じのとおり、入管システムでは少なくとも指に指紋様のものがなければエラーとなり入国できないようになっており、入管側は指紋を探ったことは間違いないが、そのときの指紋と女の指紋は全然違っていると説明している。では、指紋様のものが指についていたとしか思えないが、その後はトイレに捨てられて分からぬということが実態である。いずれにせよ、入国されたことは事実であり、風俗関係者ではなくこれがテロリストだったならもっと巧妙な方法になるだろうと危惧している。これに関して良い方法は入管側にきちんとした通達を出して基準を厳しくしてもらうことなのだろうが、当面可能な方法としては海港や空港を持つところには入管側と協議をして「指を確認してから指紋を採取すること」等の内容を韓国語や中国語等で記載した紙を入国予定者の見える場所に掲出して、不法入国者にやりにくくするという対策を取ってもらいたい。本当はプログラムを見直すことが良いのだろうが、時間も費用もかかることを考えれば、紙ひとつ貼りだすことは皆さん方の指導ひとつだと思う。

第3点目は、実態把握である。従来からO I C 5 6ヶ国1地域を重点に言い続けてきたが、フィリピン、インド、タイ等非O I C諸国でムスリムが多い国、すなわちムスリムか否かに着目し、国籍にとらわれない過ぎない実態解明をすすめてもらいたい。また、2世問題をどう把握するかという命題についても、現時点では警察庁においてもこれはという方策はない。他方、組織犯罪対策部においては「集住対策」なるものの検討を始めている。これは主としてブラジル人を対象にしたものであり、あまり集住する傾向のないムスリムには関係ないかもしれないが、集住対策を行う前には外国人一般に対する実態把握が前提となるものであり、集住ではない外国人がどうなのかという点については関心をもってもらいたい。

第4点目は、現時点では手も足もでないのが実情のインターネット上の情報収集についてであります。当然、語学ができることが前提であり、語学ができても入っていけないサイトがあるのも事実であります。警察庁においても名案があるわけではないので、皆さん方から知恵を拝借したと考えています。

2 新通達概要説明（■■■補佐）

今般、発出した通達の中で追加した項目や変更点につき、項目を追って説明。

「警察各部門間の連携」という言葉が随所に表れているが、各種施策はサミット対策を通じて警備部門だけではもはや対応しきれなくなっていることは皆さんを感じられたとおりと思う。したがって、警察組織が一体となって各種対策を実施することを明確にする示す必要からこの言葉を盛り込んだ。

次に、「協力者」という言葉を使う場合には獲得対象者のみに限定し、その他の情報提供者については「協力者」という表現は避け、両者を併せて「情報線」と表現する。換言すれば、協力者たる指導係が管理する情報線と協力者とは呼ばないデスクが管理する情報線の2種類が存在する。当然ながら、指導係が管理する協力者からの情報も可能な範囲においてはデスクと共有する。

続いて、「インターネット上の不審情報の収集」では、インターネットが過激化対策上、必要不可欠なツールとなっている現状に鑑み、限定的なチャットルームに対する情

報収集をお願いする。

第4点目は、「容疑解明案件の警察庁に対する報告」についてであります。

サミット期間中においては多数の容疑解明を実施していただいたけれども、対象者が過激化のいかなる段階にいるのかという見極めを必ずしも行わずに事件に着手した、あるいは入管法違反等によって逮捕捜索を行うことで容疑解明は終了してしまったものも散見され、その後、当該対象者を容疑解明対象者から外すこともあった。一旦、目をつけた者を視察線外に置いたところ、テロを敢行したという事例が海外で見られることから、容疑解明作業というものを長期的視野で行うこととし、新通達では容疑解明対象者を登録する制度を導入したものである。

第5点目は、「ネットワークの全容解明」についてであります。

近年の情報分析では対象者のネットワークを把握することが肝要であり、そのためのツールとしてアナリストノートブックを配布しているわけであり、最大限これを活用していただきたい。

第6点目は、「コミュニティ対策」についてであります。

旧通達ではなかった項目であるが、「過激事項に感化され易い層を作り出さない」あるいは「感化されつつある者をいればそれをいち早くキャッチする」ためにコミュニティとの関係を作つておくことが非常に重要になっている。こうした活動を「コミュニティ対策」として通達に明記したわけである。先の集住対策、とりわけ日本人が入り込む余地のない外国だけで生活できる日本の中の外国のような地域が犯罪の温床になったり、テロリストの隠匿場所になったりするおそれが大きいため、共生による取組みで地域にとけ込ませるようにすることでその動きを把握しようとするものである。

第7点目は、「爆発物原材料取扱業者に対する管理者対策」についてであります。

旧通達では、ホテル対策とレンタカー対策のみに絞っていたが、皇居に向かう爆発物発射事案を捉えて、爆発物原材料取扱業者に対する管理者対策を明記することとした。

3 実態把握、不審情報の収集、コミュニティ対策関連指示（■■補佐、■■補佐）

○ 実態把握（■■補佐）

はじめに20年通達（以下「新通達」という。）の実態把握についてお願いします。

皆さんご承知の通りでありますが、「実態把握は国際テロ対策の基礎・基盤となる情報を収集し、管内のイスラム・コミュニティ等を把握」することです。その目的は不審情報の収集及び事後検査での活用であります。

わが国には9万人を超えるOIC諸国人が居住するとみられていますが、昨年のサミットまでに、OIC諸国出身者約72,000人（把握率98%）を把握できました。

これに比べて、インド、フィリピン等の非OIC諸国出身者については、数万人規模の在留数があると推定されていますが、全国でも把握数が少なく（平成19年6月現在、2,549人）、そのコミュニティの状況もよく分かっていませんので、特に、今後は従来の実態把握に加えてOIC諸国以外のムスリムやムスリム第2

世代の把握に力を入れていただきたい。

そこで新通達では、特にOIC諸国と記載せず、「ムスリムの居住実態、就業や教育等の環境」として掲げました。さらに、1月6日付の事務連絡「実態把握の現状に関する報告について」を発出したところであります。

ご承知の通り、ムスリムはOIC諸国以外の国にも当然存在（インドには約1億人、仏教国タイも数百万人）しており、これらムスリムの把握が今後は大変重要になってまいります。

ムスリムであることの判断は一般には困難ですが、モスクへの礼拝、名前（英國籍でもムスリム特有のもの～ムハマドなど）等から把握してください。

他にもOIC諸国以外のムスリムの把握方策として、外国人を雇用している企業等では、出身地や宗教を把握している場合もあることから、管理者からの提報により把握したり、通信販売によるハラルフードの定期的購入者リストの入手による把握といった方法もあり、常に斬新な把握方策に努めていただきたい。

警察庁としましても各県の好事例について随時、紹介するなど各県の実態把握の向上を支援してまいりたい。

次に、ムスリム第2世代の把握についてですが、

ムスリムの過激化動向をいち早く察知するためにも、ムスリム第2世代の把握に特に力を入れていただきたい。第2世代ムスリムは、帰化している可能性もあるほか、日本人を親に持つムスリムの子供は日本国籍を有し、外国人登録をしていない場合が多く、入管統計に表れないと思われます。また、就学状況の統計資料はなく、ムスリムの中には自らの子弟に出身国やイスラム諸国で就学させる者もいるため、現時点で日本に在住しているとは限らないなど、在留統計には表れない部分の把握が一層重要なとなってきます。欧米諸国においてテロを実行あるいは企図した、いわゆるホームグローンテロリスト対策に向けても、ムスリム第2世代の把握は不可欠であります。

特に第2世代の内、15歳以上のムスリムについては就職適齢年齢であり、ホームグローンテロリストの脅威になりうる存在でありますので、早期に把握していただきたい。

OIC諸国外国人登録者数のうち、未成年者の数は毎年500人のペースで増加しており、単純計算で、2011年には、未成年の在日ムスリム世代が1万人に達します。

しかし、先ほど申し上げましたように在留統計には表れない部分もあり、正確な数の把握は困難です。巡回連絡等を通じたムスリム世帯の把握など、地道な警察活動による把握をお願いします。ただし、「ムスリムの狙い撃ち」と非難されないように各県の実情に応じた工夫した把握をお願いします。正確な就学状況は地道な巡回等で得た情報を積み上げる以外にはありませんので、よろしくお願ひします。

ムスリム第2世代の把握方策として、

- ・子供のためのコーラン教室参加者から把握
- ・自転車の防犯登録のデータベースにより把握
- ・スクールソーシャルワーカー等を通じた把握（イスラム教を起因とする学校における相談事案等の取扱い）

などを参考としていただきたい。

さらに、新通達では「ムスリムの子弟で海外に居住するものの実態」を掲げておりますが、日本にいないムスリムの子弟の把握方策については、各県の方策を集積して、好事例として紹介したいので、斬新なアイデアを出し合って進めていくためにも、よろしくお願ひします。

ここで関西のある県による「県内におけるムスリム第2世代の実態」を分析した好事例を紹介いたします。調査対象は県で把握しているムスリムの第2世代で、現に日本に定住している者及び将来、定住すると思われる者としています。分類では親の国籍・0歳から9歳等の年代・居住地域別として統計化して、

- ・現段階でホームグローンテロリストとなり得る者の数
- ・第2世代対策の対象となる国の抽出

を行っています。また、第2世代の生活実態を分析、特に学校生活について詳細に調査しています。例えば、第2世代特有の行動として、「学校での礼拝や礼拝を理由とした遅刻状況・ラマダン期間中の給食拒否状況・給食制の学校における弁当持参状況・ラマダン中の体力減退に伴う体育の見学状況・女子学生のスカーフ着用」等を挙げています。

ただムスリムの中には、「イスラムを重視するよりも日本への同化を望んでいるので、給食に注文をつけたり、学校では断食も礼拝もさせていない」という人も当然あります。

さらに学校側の対応についても調査していますが、現在までのところ、ムスリム特有の行動を規制・禁止している学校は把握されておりません。

この県では20歳未満の第2世代が85%おり、ムスリムとしてのアイデンティティを確立していない世代であることから、親だけでなく、イマームやインターネットなどの影響を受けやすく、モスクやネット利用も把握が欠かせません。

第2世代が抱える問題の分析では、各県も共通するところがあると思いますが、

- 1 ムスリム特有の行動や外見上の違い等に起因するいじめや差別
- 2 イスラムの教えを実践させようとする親の意向とそれを望まない本人との対立

を挙げています。

これらの問題は将来、日本社会に対する不満へと発展し、その不満が第2世代の過激化の要因となる可能性もありますので、今後、各県の皆さんもぜひ「県内におけるムスリム第2世代の実態」について分析して下さい。

○ 不審情報の収集（茂木補佐）

大きな項目の2つ目は「不審情報の収集」についてあります。

不審情報の収集の手段には「幅広い警察活動・情報線の布石・管理者対策等による一般協力者・インターネット」等がありますが、新通達では、特に「インターネット上の不審情報の収集」を掲げております。ご承知のとおり、国際テロリストはインターネット上において宣伝（プロパガンダ）、相互連絡、勧誘、資金及び物資の調達、テロに役立つ情報収集等の様々な目的で利用しているといわれており、実際、近年のテロ事案（例えばマドリードにおける列車同時爆破テロ事件、オランダ・ホフstadド・グループによる映画監督殺害事件等）では、ほぼ例外なくインターネットが何らかの形で利用されています。

我が国において、現時点では、テロリストの相互連絡、勧誘及びテロリストによる情報収集の実例は把握されていないものの、留学生等がイスラム過激派のウェブサイトで過激なメッセージに触れる例や、チャットルームにおける過激発言の例がみられるところあります。また、インターネットを通じて爆発物製造に必要な情報及び原料を調達することも可能であり、イスラム過激派の背景はないものの、実際に爆発物を製造、使用する事案もみられました。

最近の在京情報機関からの情報を端緒に、ある県に容疑解明をお願いしていますが、通常の動向を見る限りでは特段の状況は把握されておりません。視察活動から対象の不審動向を把握することが極めて困難であることは、皆さんご承知のところありますが、では、海外の過激派グループとその対象は全く連絡を取り合わないのでしょうか、当然考えられることはインターネットなどを活用した情報交換を自室等の密室で行っていると思われます。

各県においては、過激発言の行われるチャットルーム等について、日本語で運営されているもの又は在日者が参加しているもの把握及びその性質に応じて監視又は捜査を行っていただきたい。中でも、在日者がアラビア語、インドネシア語、ウルドゥ語等の外国语で運営するものについては、使用されている言語を母国語とする協力者を積極的に活用していただきたい。

また、爆発物原材料販売サイトを始めとするテロリストに悪用され得るサイトについては、各県においてこれを発見し、管理者対策を実施していただきたい。

このように今後は、インターネット上の諸活動に係る情報収集が極めて重要なと/orますので、皆さんもぜひ、インターネット上のテロに関する諸活動に対して積極的に発見・検査を実施してください。

ここで、最近のインターネット上の過激発言を把握した事例を紹介いたします。

※パルトートク事案の紹介

この事案は情報線からの通報により、インターネットの「パルトートク」を通じて、ジハードを煽動する在日パキスタン人を把握し、事件化を通じてサミット期間中のテロの脅威を一時的に排除するとともに、実態解明を試みたものであります。

対象は40歳のパキスタン人男性で永住資格を持つ本邦滞在期間20年の者です。

対象者特定の経緯は情報線を当該チャットルームに参加させ、半年以上の期間をかけて対象者と信頼関係を構築の上、対象者の自宅や携帯電話番号等を把握し、特定しました。対象者の居住地確認の結果、同所がパキスタン人の集団居住場所と判明、継続捜査の結果、不法残留者の居住を確認し、「犯人藏匿」容疑で強制捜査に着手、通信記録、パソコン等を押収しました。

パルトートク捜査の問題点として、第一は「パルトートクに参加するための障壁」であります。チャットルームで過激な発言をする者を把握するためには、参加することが必要であり、ウルドゥ語やアラビア語に精通している(あるいは母国語としている)ほか、イスラムに関する高度な知識も要求されます。チャットに参加しながら発言をしなかったり、不適切な発言しかできなければ管理人から不審・不適格とみなされ排除されてしまうため、容易に情報収集が図れるものではないということです。

第二は「閉鎖性」です。パルトートクには、参加者同士の「プライベートメッセージ」機能や限定された参加者しか入れないチャットルーム等も存在します。現在「ジハード煽動事案」の対象者は、自身のサイトについて「警察に監視されている」と他の参加者に呼び掛け、この限定的なチャットルームを使用しているため、実態がつかめなくなっています。パルトートクの閉鎖性が障害となっていますが、容疑解明はやはり具体的なテロ動向がない限り、事件化を急ぐべきではないとお願いしていることの証であります。

第三は「実態把握の困難性」です。パルトートクには、過去の発言履歴は残らず、不審・不穏な言動の事後検証ができないため、対象者がいつチャットに参加するか事前に把握ができなければ言動の記録等、実態把握に困難が伴います。

最後にパルトートク捜査の留意事項ですが、チャットルーム等への情報線投入等の運営に当たっては、各県のみで判断することなく、当課担当係と緊密に連携を行い、特に情報線が参加(登録)することにより、又は、チャット内で書き込み、発言する内容等により、「情報線が特定されることはないか」、「情報線が犯罪に関与し、あるいは巻き込まれるなど身に危険を及ぼす恐れはないか」など、情報線保護の観点、防衛上の問題点について検証し、実施していただきたい。

以上、不審情報の収集に当たって、特にインターネット上のテロに関する諸活動の発見・捜査について、お話をさせていただきましたが、今やインターネットにおいても情報線の布石が大変重要なものとなっていることを認識していただき、あらゆるコミュニティへの情報線の布石を目指し、質・量ともに十分な不審情報の収集に努めていただきたい。

○ 不審情報の収集 (■補佐)

面接作業については、サミット対策に伴う幅広情報を収集するために行ったものである。情報線を広げることによってサミット対策に資する参考情報が得られたことは間違いない事実である。他方、サミット終了後に行われたブロック会議でいろいろな県から聞くところ、面接作業を継続することにより様々な問題点が出てきていることも否めない事実である。それを踏まえて1月18日付けの電話指示により面接作業

の必要性・適格性を判断してその上で継続する必要があるのか否か、そして、その中で幅広に管理登録をして捜査費が執行できる県段作業あるいは本庁登録作業として取組むべきものは取り組んでもらいたい。あと、打切るべきについては打切る。しかし、デスク等とも協議したところ、県段作業には至らないものの何らかの情報が取れるため情報線として残したいといった場合には、準県段作業扱いとして指導係が作業終息まで面倒を見るものとして残すことにした。

ただ、面接作業において見直しをかけたかについては、面接作業とコミュニティ対策とが混同している状況が窺えたことがある。コミュニティ対策的な感覚をもって表の顔で近づき“イスラムの勉強をさせて下さい”と言いながら実際には“モスク出入り者の話を聞いている”。さらにそれを聞くに当たって、まだ、はじめの段階で突然警察ですと言って相手にそういう話をする。我々の感覚で言うと初期の防衛指導ができていない段階で、そういう話することは“抜ける”と見ていいわけである。

昭和63年8月17日付けの“トンプク”という通達を皆さん方承知していると思うが、我々が行う情報収集活動、第三者に行わせる情報活動、ともに秘匿が原則である。それが初期の防衛指導を行わない段階から、そういう話すればブログ等によってムスリムの間で“警察が来た、うちにも来た、うちにはまだ来ない”といって広まってしまった。我々はそれを是正しているが、今現在も公安調査庁は似たようなことをまだやっている。

ではなぜ、そのようなことが可能だったのかというと、それは相手が善良な人間だからだ。警察が行けば話を聞かせてくれるし、話してくれるからまた聞くの繰返しであり、ほかでみんなに話してしまうことになった。そこで中長期的視野に立って見直しをかけて、新規の登録はやめるけど残せる者は残してほしいということにした。残すときに注意してほしいのは、本人の適格性についてである。某県では過去に刑法犯で捕まっていた前歴を有する者が対象者として上がっていたことがあった。見直しに当たっては是非、今一度本人の適格性について検討してもらいたい。また、昨今の金融不況によりムスリムの生活は非常に苦しくなっており、何らかの犯罪に手を染める者も出てくるかもしれない、そこの見極めだけは誤らないでほしい。

インターネット上での不審情報の収集については、対象者を閉鎖性の強いチャットルームへ投入することについては、積極的に検討しつつも、協力者保護には多角的な方向から検討を加えてほしい。つまり、対象者が自分の生活基盤を破壊してやっても我々は対象者の生活全ての面倒を見ることはできない。基本的には、対象者の協力の意思に基づいてやっていただく、その中で情報の対価としては出せるものは出ますが、対象者の財政支援ではないことを忘れないでほしい。

最後に協力者からどんな情報が得られるかを常に検証してほしい。協力者を取り巻く環境は日々変化している。協力者の中には、担当者が聞かなかつたら必要ないと思い話さなかったという事例が散見されるので、協力者的人脈、能力等を常に検証してその可能性を見極めてもらいたい。

○ コミュニティ対策（■補佐）

大きな項目の3つ目は「コミュニティ対策」についてあります。

これまで、都道府県警察においては、巡回連絡、防犯教室、交通安全教室等の様々な警察活動を通じて、他のコミュニティと同様にイスラム・コミュニティとも信頼関係を構築し、ムスリムが疎外されず、また、不審動向についての情報提供が円滑になされる環境作りに努めてきました。今後、第2世代ムスリムを中心過激化の懸念が高まり得ることにかんがみれば、イスラム・コミュニティを地域社会に融和させるとともに、稳健派ムスリムの声を用いて、イスラム過激派が提唱するジハード思想を否定する取組みが必要となってくるところあります。

新通達の「コミュニティ対策」の項目の内、「(1)イスラム・コミュニティとの関係構築」については、従来から実施していただいておりますが、面接作業等の作業と異なる点は、コミュニティ対策は警察側から情報を求めるのではなく、各コミュニティから不審情報等が提供されるような関係構築に努めるということあります。

サミット対策を見据えて実施した面接作業については、この後、阿波谷補佐から説明がありますので、ここでは、新通達の「コミュニティ対策」の項目の内、「(2)イスラム・コミュニティの孤立化防止に向けた取組み」について説明いたします。都道府県警察においては、他部門や他機関とも連携しつつ、共同でボランティア活動を行うなどにより、イスラム・コミュニティを地域社会に融和させる方策を講ずるとともに、イスラム・コミュニティの中で一定の権威をもって、「正しいイスラム」について発言できる人物との間で関係を醸成し、我が国のイスラム・コミュニティに過激思想に対する抵抗力をつけさせる取組みを行っていただきたい。また、実際にムスリムと接する警察官に対しては、警察がイスラムと敵対しているとの誤解を受けることのないよう、用語法やマナー等についての教養を行っていただきたい。

過激化の一般的な要因の一つとして、地域社会からの疎外感や孤立化が挙げられます。

これらを防ぐために、自治体やNPO等の非政府機関や町内会等の自治会をはじめとする地域社会をも巻き込み、イスラム関係団体との良好な関係を相互に構築していただきたい。これにより、イスラム・コミュニティが地域社会に溶け込み、地域と共生していることを実感させることが過激化防止の有効な方策の一つであります。

また、国際捜査部門等が構築した「共生のための枠組み」についてですが、平成18年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、警察庁においては、組織犯罪対策部が中心となり、外国人による犯罪対策・外国人の犯罪被害の防止という観点から、従来の犯罪対策に行政的な手法を組み合わせて「日系外国人等総合対策」として取組んでいます。

本施策はあくまで、知事部局や市町村等の地方自治体が中心となって推進していくべき対策を明らかにしたものでありますが、これまで本対策の枠組みを利

用してイスラム・コミュニティ対策を推進している県もあり、国際テロ対策上、有効な枠組みや対策が含まれているため、各県の状況を確認し、必要に応じて本枠組みを利用していただきたい。また、今後、数年間のうちに就職適齢期を迎えることになるであろう第2世代ムスリムを中心として、過激化の懸念が高まる予想されます。この点、外国人犯罪対策の観点からは、日系ブラジル人を中心とした若年層外国人のアウトロー化の要因の一つとして、日本語能力の欠如による学校からのドロップアウトが指摘されているところ、国際テロ対策においても、第2世代ムスリムの実態把握と過激化防止等に資するため、学校やNPO等の他機関や民間団体と連携し、家族参加型の防犯教室や交通安全教室の開催、共同ボランティアの実施等、幅広い層に対するアプローチを積極的に検討していただきたい。

それでは、コミュニティ対策における好事例を紹介いたします。

北陸のある県における「外国人中古車業者問題に対する取組み～他文化共生推進プランと連携したコミュニティ対策」であります。

同県では、1980年代後半、ロシア向けの中古車輸出が開始、1991年にはパキスタン人が中古車業を開業し、その後、200件以上のパキスタン人を中心とする外国人中古車業者が同県某市の国道沿いに集中し、彼らによるごみの不法投棄、廃車の放置、ガソリンやオイルの垂れ流しや違法駐車等が社会問題化し、地域住民に不安を与えることとなりました。地域住民は県に対して、「ヤード内に設置されたコンテナハウスの違法性」に関し、異議申し立てを行っていますが、現在まで解決には至っていません。

他方、某市は外国人中古車販売業者等が多数居住する現状を受け、自治体や関係機関、外国人住民などで組織する「多文化共生推進会議」を設置し、「外国人との共生・融和」を目指した取り組みを開始しました。

主な取組みは、

- 1 住民で組織する「パトロール隊」の官民合同パトロールに外国人中古車業者が参加
- 2 外国人中古車業者も参加した「治安の現状と問題点」に関する懇談会を開催
- 3 「他文化子どもサポートセンター」を設置し、外国籍の子供に日本語や習慣を教えるほか各種レクリエーションを通じて遊びの場を提供
- 4 ローカルラジオ局において、外国人向け生活情報等を発信
- 5 外国人業者とともに県道沿いの清掃活動を実施

などであります。

こうした自治体、警察、地域住民及び中古車業者による共生を目指した取り組みにより、それまでお互いに接点のなかった地域住民と外国人中古車業者の意識も変化しつつあり、両者の歩み寄る姿勢が明らかとなってきています。

以上のように、コミュニティ対策の要諦は

- ア テロリストが接近しにくい、入り込めないコミュニティ作り
- イ コミュニティが不審情報を察知したときに、こちらからあえて聞かなくとも、教えてもらえるような関係作り
- ウ 過激化させない環境作り

であり、各県のコミュニティの状況に応じ、創意工夫しながら有効な対策を講じていただきたいと思います。

3 容疑解明関連指示（■■■補佐、■■■係長）

○ 抱点設定（■■■補佐）

視察抱点については積極的な設定を行う必要があり、長期間に及ぶ追及作業に保秘しながら効率的に行うためには必要なところに必要な抱点を設定する必要がある。

しかしながら、種々の条件をクリアするためには必ずしも直接視認できる場所に抱点を設定できるとは限らず、そういった場合にはその動線上に抱点設定を積極的に行うこと。

また、抱点には、作業の終息が見えないで設定する恒常抱点と、いつからいつまでと機関を定めて設定する臨時抱点があるが、安全面等抱点設定必要な構想に差異はない。

状況によっては、我が社の看板を掲出しての抱点設定もあり得るが、その目的は相手に我々の施設借り上げを察知されないことであり、この点に留意しなければならない。

○ 不審情報の取扱い（■■■係長）

不審情報については、入手県に解明の第一優先権がある。しかし、A 県が入手した不審情報が B 県に係わる場合、A 県と当課担当で協議の上、B 県に参考情報として通報する場合も有り得る。この場合、不審情報の内容にもよるが、解明についての主導は B 県に移動する。A 県に情報線がある場合、A 県は B 県に参考通報後も、不審点解明について、情報線活用による、情報提供を継続することとなる。

○ 指定後の継続解明における留意事項（■■■係長）

A 県が解明後、指定された対象の継続解明について、対象が A 県居住の場合、引き続き A 県が担当することは問題ないが、A 県が解明した対象が B 県に居住する者であった場合、又は、A 県から B 県に転居した場合、A 県,B 県,当課で協議の上、通常であれば、B 県が担当することになる。B 県にしてみれば、全く知らない容疑解明対象が突然、担当することとなってしまうことから、転居の場合は仕方ないものがあるが、着手時に、元々 B 県居住者であった場合、A 県のみで、解明に当たるのではなく、当課の調整が必要であろうが、B 県にも共同で解明作業に当たっていただき、指定されれば、B 県が継続解明できるよう配意しようと思っている。

4 各種管理者対策、国際海空港対策、重要施設等の防護関連指示（■■■補佐）

○ 各種管理者対策

サミット期間中においては、爆発物原材料取扱業者約 8 万 4,000 社に対してのベ

11万回以上の管理者対策を実施し、結果として不審情報もあり一定の成果があつたものと評価している。しかし、9月18日には皇居に向けた爆発物発射事件の発生があり、しかもサミット対策期間中にインターネットで爆発物原材料を購入していた事実も発覚した。これにより硝酸アンモニウムやヨウ素といった硫黄系の原材料を取扱っている業者については、少なからず未把握の業者も存在するのではないか、硫黄系の原材料に限らず7品目のインターネットによる販売業者についても未把握の業者が存在するのではないかが考えられたところである。そこで警察庁としては、「爆発物原材料取扱業者の網羅的な把握」と「インターネットによる販売に対する働きかけの強化」の2点を重点課題として昨年10月20日付けで各課連名の通達を出したところである。特に尿素や硝酸アンモニウムといった肥料系の原材料については、従来の薬局やホームセンター等に限らず未把握の業者をもう一度洗い直す必要があるので、知事部局の保有する業者リストを入手のうえ、それに基づく管理者対策を実施するよう指示したところである。1年前の警備企画課が実施した7品目の取扱業者の調査では49,478件であったものが、今次調査では55,189件と増加し、インターネットでの販売業者数も327件が把握できた。しかし、全体での把握は増加したのにもかかわらず、5県では減少している状況が窺えた。減少した理由は廃業や取扱いがなかったにもかかわらず誤って計上してしまったというのが主なものではあったが、本当は取扱いがあったのにそれを計上しておらず調査の詰めが甘いとの叱責をおそれるあまり計上していないのであったならば本末転倒である。大切なことは、ありのままの実態を正確に把握し、不足している場合には然るべき対応を取る点にある。また、通達に示してある「警察各部門間の連携」とは、決して相手に任せきりにすることではなく、検証をしながら一緒にやっていくことなので間違いのないように。

ホテル対策の分野においては、旅館業者の執りうるべき措置の達成率は約95%にのぼっている一方、約1.4%の業者は指導説得や捜査関係事項照会書での照会にも応じないものがあり、その理由を見極めて対策を講じる必要があると考えている。

「テロリストが利用するおそれのある事業者」では、追加事業者のひとつとしてキャンプ場をあげているが、これはホテルに変わる宿泊施設であるとともにテロ訓練を行う可能性もあるので注意を要する。

○ 國際海空港対策

サミット期間中には船員に対するBICSの実施等法令にないことの働きかけをお願いしたところであるが、これらは新行動計画に関連項目を落とし、法務省や財務省等と協議を行なながら、引き続き各種の働きかけをお願いすべく新通達に盛り込んだ次第である。

次にBICSのすり抜け事案についてであるが、韓国人女性の供述によると「見た目はザラザラした薄い白いテープを貼っていた」ようだが、これ以外にもゼラチン状のものを指に巻いた事案（韓国人）、指にマニュキアを付着していた事案（台湾人）、故意に指を傷つけた事案（スリランカ人）等がある。入管では現場の入国審査官に外国人の指先を確かめるように指示をしているが、今回の本件事案の発生を受けて品質値が20以下の場合は、概ね70歳以上の者を除いて指先に細工がな

いかを確認する指示を出している。ちなみに、青森空港から入国した韓国人女性の品質値は14であり、品質値20がいかなるものか詳細は不明だが常に待ち時間短縮というプレッシャーとの中で指紋を探っている入管では念入りに確認していないのが実情であろう。

不審入国者に対する追及では、必要に応じて関係機関と合同によるシュミレーションを実施する等連携の強化を図ること。

国際海空港における職務質問及び声かけについて実態把握上有益であり今後も体制を確保して継続してほしい。ただし、無用な紛議を起こさないためにも、職務質問と声かけの違いについてはしっかりと現場警察官に教養をすること。本日の朝刊に、2006年8月にアラビア語で書かれたTシャツを着たイラク系米国人がNYから国内線に乗ろうとしたところ、当局から「アラビア語で書かれたTシャツを着て空港に来ることは、『私は強盗です』と書かれたTシャツを着て銀行に来たようなものだ」と言わされた上に航空会社からは別のTシャツを着せられた当初の座席とは別の座席に座らされたとして、航空会社から和解金24万ドルを受け取った記事が出ていた。

受入者に関する情報収集では、従来どおりの方法でお願いするとともに、蓄積されたデータは、アナリストノートブックでの分析を検討してもらいたい。

重要施設の防護については、警備課長は連名していないけれど指示文書発出に先立っては警備課と協議を済ませているので安心して実施してほしい。

敵対的偵察対策については、以前は兆対策と呼んでいたもので、テロ対象側から見た不審情報の対策である。昨年のインド・ムンバイテロでは犯人が街の小路に迷うことなく入り込んでおり、間違なく入念な下見が実施されていたことが窺われる。これに見られるように、対象施設周辺でビデオ撮影等の不審行動が見られたら警備員必ず通報するよう指導助言するとともに、車両ナンバーを控える等事後追跡ができるような記録化に努めさせることにする。

5 質疑・補足

問 共生対策においては、地区によって対象団体の構成員、例えば朝鮮総聯の関係者がメンバーとなっている場合があるが、その場合の対応は如何にすべきか。

答 あくまで共生対策とは自治体等の行政が主体で実施すべきものと認識しているので、警察はそれらの後方に位置して支援するというスタンスであれば良いと思う。

問 共生対策において、警察での主導的役割をするのは警備部門ではないという理解でよろしいか。

答 そのとおり。

問 容疑解明対象者について基調、行確、海外からの情報提供等のすべてにおいて容疑性を肯定しうる要素が確認できない場合には、容疑解明対象者としていかなるカテゴリーに分類するのか。

答 基調、行確等のみによっていかなるカテゴリーに分類することなどあり得ない。結果的には事件化によって取調べや証拠品の精査、分析等によって確認がなされ、

適切なカテゴリーに分類されるのではないかと思う
問 不審情報と容疑情報の隙間にある情報はどう吸い上げるのか。
答 警視庁では、提報者制度でカバーしている。

以 上

分類					No.	
国籍(本籍)			出生地			
姓 名	男	生年月日(年齢)				
現住所			女			
勤務先 (住所)						
使用車両						
容 疑						原票写真(H16年8月)
対応状況 及び方針						
関係	フリガナ 氏名	生年月日 (年齢)	勤務先	住 所(同・別) 別の場合は住所		
家 族	妻			<input type="radio"/> 同 別		
	子			<input type="radio"/> 同 別		
交 友	子			<input type="radio"/> 同 別		
	子			<input type="radio"/> 同 別		
関 係				同 別		
				同 別	現場写真(H 年 月)	
入 国	上陸年月日	旅券番号	旅券発行年月日			
在 留	在留資格	永住者	本国住所			
関 係	在留期間(在留資格)	登録年月日	登録市区町村	登録番号		
住所歴	期 間	住 所 歴	期 間	通学・勤務先歴(住所)		
学 歴						
職 歴						
免許関係	免許種別	取得年月日	免許番号			
犯罪情報	検挙年月日	罪名	検挙署	処分結果		
所属団体			地位・役職・役割等	身 体 特 徵		
モスクへの 出入状況					身 長	
立ち寄り 徘徊先					体 格	
行 動 パターン概 要					髪	
					ひ げ	
					眼 鏡	
					作成 H20年11月7日	

取組概要

<●ページ解説>

- ・「容疑」欄にはFBIがマークしている人物等との関係などについての記載があります。
- ・「対応状況及び方針」欄には、「自宅および勤務先の捜査実施」「パソコンおよび携帯電話の差押え」「基調・行確を実施」「事件関係者として聴取」「フランスDSTとの合同聴取」との記載があり、海外の捜査機関との協力体制が窺えます。
- ・「取組概要」欄には、「フランス捜査共助に基づく聴取開始、その後現在まで合計25回の聴取実施」「視察・行確を開始」「パソコン及び携帯電話を押収」「不法残留事実で現行犯逮捕、H9.6.29仮放免」「詐欺（休業保険不正受給）事実で自宅を捜査後、通常逮捕」「アルジェリア人の不法残留事実で、自宅および稼動者の携帯電話に対する通話記録の差押えを実施し、人脈を解明中である。」等の記載があります。

1 人定事項

- (1) 国籍 : [REDACTED]
(2) 氏名 : [REDACTED]
(3) 生年月日 : [REDACTED]
(4) 旅券番号 : [REDACTED]
(5) 在留資格 : [REDACTED]
(6) 職業 : [REDACTED]
所在地 : [REDACTED]
(7) 生地 : [REDACTED]
(8) 本国住所 : [REDACTED]
本国電話番号 : [REDACTED]
(9) 日本国内住所 : [REDACTED]

(10) 日本国内携帯電話番号 : [REDACTED]
自宅電話番号 : [REDACTED]
(11) 家族 :
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(12) 出入国歴 :
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(13) 出入りモスク : [REDACTED]

2 容疑情報

(1) 情報

[REDACTED]

(2) 事件化内容

被疑事實 : 「[REDACTED]」([REDACTED])に対する不法残留帮助

(携帯電話を買い与えた)

捜索差押 : 自宅及び勤務先

押収物件：①パソコン用コンピュータ 2台（自宅・会社各 1台）

②アドレス帳 1冊（自宅）

資料分析結果

（パソコン）

○特異事項

- ・MSN メッセンジャーを使用し、[REDACTED] と [REDACTED] と交信
 - ・ムジャヒディンの戦闘実践トレーニング映像を保存
 - ・横田基地を出発点としたマウンテンバイクコース情報を保有（www.ibexbikes.com 掲載のものを自宅から会社へ送信）
 - ・イスラム教教義・音声ファイルへの頻繁なアクセス
 - ・イラク等での米軍に対する攻撃映像をファイルとして保存
 - ・妻のハラール食材購入
 - ・会社パソコンからヤフーで「how to make a bomb」（爆弾の製造方法）と検索。
- また、自宅パソコンからヤフーで「jihad」（ジハード）、グーグルで「prince sultan base」（プリンス・スルタン基地）、オンラインショッピングサイト「ショップ PBS」で「usama bin laden」（オサマ・ビン・ラディン）関連商品をそれぞれ検索
- ・武者馬堂ウェブショップを運営し、バイオノーマライザー（健康食品）を通販

○使用メールアドレス

Hotmail ~ [REDACTED] (パスワード : [REDACTED])
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
Yahoo!メール ~ [REDACTED]
携帯電話 ~ [REDACTED]
自宅 ([REDACTED] と共有) ~ [REDACTED]
会社 ~ [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]

○ Hotmail を介し [REDACTED] と交信

平成 16 年 4 月から 8 月にかけ、電話で 2 回、メールで 20 回程連絡を取り合う

※メール 2 通有

①受信年月日 2005 年 4 月 14 日

タイトル [REDACTED]

内容 復元できず不明（下記閲覧サイト記載の携帯電話メールサービス「Sms.ac」の登録招待のメールと思料）

②受信年月日 2005 年 4 月 16 日

タイトル [REDACTED]

内容 復元できず不明（同上）

○閲覧サイト ~ アクセスは会社からがメイン。必要あると判断したものを自宅パソコンに送信

【Sms.ac】（携帯電話メールサービス）

「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」([REDACTED] の写真付。プロフィール非表示)

他「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」

登録している友人

①「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」([REDACTED]。後に削除される)

※他に「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」、「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」、「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」

②「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」([REDACTED] の供述により [REDACTED] のオランダ人妻と判明。「[REDACTED]」「[REDACTED]」を友人として登録）

③「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」（日本、女性、22 歳。自動的に登録される架空人物）

④「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」（日本、女性、33 歳）

⑤「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」（日本、女性、41 歳）

その他

「[REDACTED] (ID: [REDACTED])」([REDACTED] の供述により [REDACTED] と判明）

【Global Islamic Media】（ヤフーグループ内会員制イスラムサイト。「alneda」に酷似した某 AQ 系サイトへリンク）

【Tajdeed.org.uk】（イスラム過激派系掲示板。ロンドン同時爆破テロの犯行声明が掲載された。お気に入り登録。自宅・会社からアクセス）
【cdlr.net】（上記タジードの前身サイト）
【qal3ah.net】【Al-qal3ah.com】【Qal3ati.biz】（Saad Rashed Mohammad Al-Faqih 関連サイト）
【64.246.51.45/vb/】（AQ 系サイト）
【islammemo.cc】（URL をメールに添付し交友者へ送信。日本ムスリム学生協会（MSAJ）広報が全国会員に推奨しているアルカイダ系イスラム過激派サイト）
【Sultan.org】（お気に入り登録。会社からアクセス）
【islah100.org】（お気に入り登録。会社からアクセス）
【alhesbah.net】（会員制イスラム過激派サイト。会社からアクセス）
【ciyah.net】（ヤフーグループを介した会員制サイトと思料）
【infovlad.net】（世界の過激映像を集めたサイト。会社から自宅へメール送信）
【ogrish.com】（首切り等処刑画像閲覧。イスラム・非イスラムを含む。会社からアクセス）

資料分析結果

（アドレス帳）

○判明連絡先

- ・ [REDACTED] ([REDACTED] と記載)
 - 架設電話 [REDACTED]
 - 携帯電話 [REDACTED]
 - メールアドレス 「[REDACTED]」「[REDACTED]」
- ・ 表記無し
 - メールアドレス 「[REDACTED]」
- ・ [REDACTED]
 - 電話番号 [REDACTED] ([REDACTED] と記載)
 - 電話番号 [REDACTED] ([REDACTED] と記載)

（3）面接状況

平成 18 年 5 月 20 日フランス捜査共助に基づく聴取を開始。以後、25 回の聴取を実施
○1回目（平成 18 年 5 月 20 日実施）

【聴取内容】

～ [REDACTED] について

～ [REDACTED] について

～ [REDACTED] について

～ [REDACTED] について

～[REDACTED]について
～[REDACTED]について
～[REDACTED]について
～[REDACTED]について
～[REDACTED]について
～[REDACTED]について
～[REDACTED]について
～[REDACTED]について
～モスクについて

○ 2回目 (平成 18 年 5 月 23 日実施)

【聴取内容】

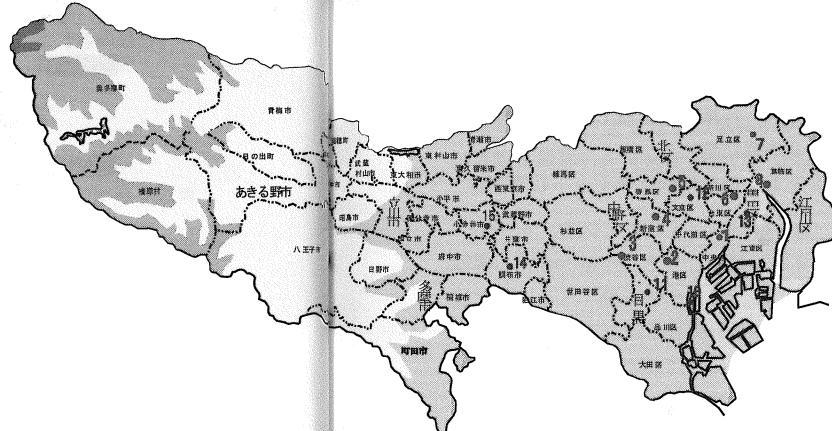
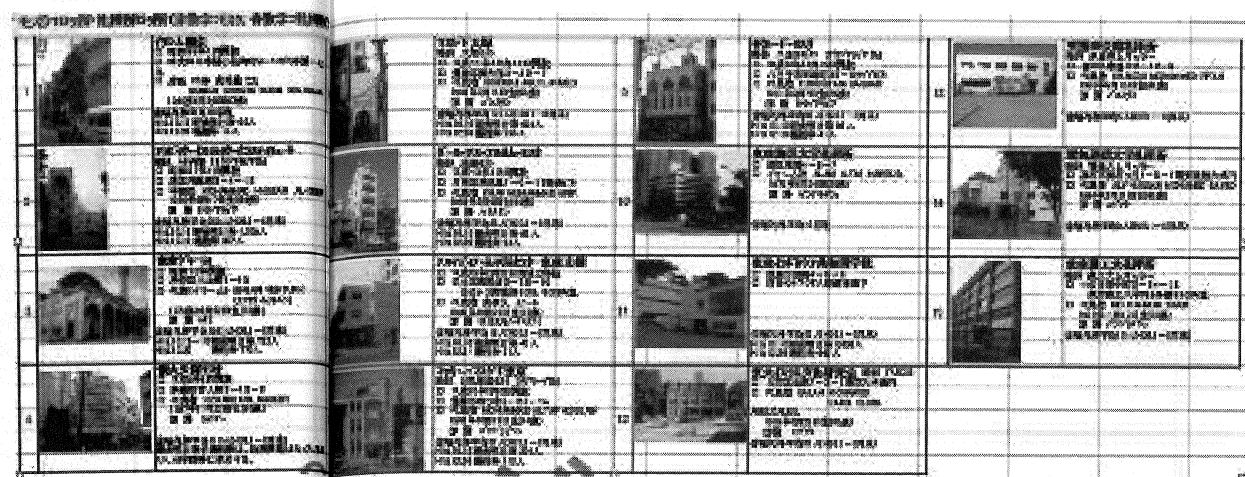
～[REDACTED]について
～[REDACTED]について

イスラムコミュニティー現勢

平成20年8月31日現在

イスラム諸国人把握状況

国名	外国人登録者数	把握件数	把握率	国名	外国人登録者数	把握件数	把握率
バングラデシュ	3,348	3,123	93.3%	クウェート	12	23	191.7%
インドネシア	2,736	2,265	82.8%	キルギス	43	22	51.2%
マレーシア	2,268	1,763	77.7%	シエラレオネ	24	20	83.3%
イラン	1,336	1,344	100.0%	ベナン	15	20	133.3%
パキスタン	1,468	1,329	90.5%	パレスチナ	0	19	-
ナイジェリア	640	497	77.7%	オマーン	4	18	450%
トルコ	552	451	81.7%	イエメン	10	17	170%
エジプト	231	237	102.6%	アゼルバイジャン	7	14	200%
ウズベキスタン	223	225	100.9%	アラブ首長国連邦	7	13	185.7%
サウジアラビア	172	192	111.6%	ジブチ	3	12	400%
チュニジア	110	124	112.7%	モザンビーク	3	11	366.7%
アフガニスタン	95	109	114.7%	タジキスタン	6	11	183.3%
ギニア	137	108	78.8%	ブルキナファソ	3	10	333.3%
モロッコ	111	105	94.6%	モルジブ	10	10	100%
イラク	45	84	186.7%	ガボン	4	9	225%
セネガル	84	68	81%	バーレーン	2	8	400%
ウガンダ	100	58	58%	トゴ	7	5	71.4%
アルジェリア	31	57	183.9%	アルバニア	7	4	57.1%
カメルーン	61	55	90.2%	トルクメニスタン	4	4	100%
シリア	50	53	106%	ガンビア	9	3	33.3%
カザフスタン	44	53	120.5%	モーリタニア	1	3	300%
ヨルダン	32	48	150%	ソマリア	1	1	100%
マリ	41	46	112.2%	ニジェール	2	1	50%
スーダン	27	45	166.7%	チャド	1	1	100%
レバノン	51	40	78.4%	コモロ	0	0	-
リビア	7	29	414.3%	ギニアビサオ	3	0	0%
ブルネイ	10	28	280%	ガイアナ	1	0	0%
カタール	18	28	155.6%	スリナム	5	0	0%
コートジボアール	32	25	78.1%	合 計	14,254	12,848	90.1%



イスラム諸団体	
イスラムックセータージャパン【ICJ】	在日パキスタン商工会議所【全パキ】
○ 1968年1月設立	○ 2008年1月25日認可
○ 宗教法人化～1980年12月15日	○ 東京都
○ 東京支部	○ 入会金 役員30万円、一般1万円
○ メンバー 20人	○ 月会費 役員1万5千円、一般千円
○ ロイヤルティラール、グレーブヤード委員会主催	在日インドネシアイスラム協会KELURGA MASYARAKAT ISLAM INDONESIA(KMI)
○ 1998年12月5日設立	○ 平成20年9月開設
○ 東京駅前	○ 東京都
○ 日本人のイスラム教入信説明、婚姻認明の発行、離婚問題等の相談にも応じています	○ 在日本イスラム留学生協会は下部組織
○ 日本人スリランカ協会	○ 在日本統一マレー人国民組織クラブ【KELAB UMNO JEPUN(KUJ】略称～日本UMNOクラブ
○ 1952年に設立	○ 東京都
○ 宗教法人登録～1968年6月1日	○ 役員数 約30名
○ 東京約	○ 会員数 約200名
○ 組織内に日本人スリランカ青年部(約80名)があり、活動に活動中	○ 勤務員 約2,000名
在日パキスタン協会	全日本パキスタン協会
○ 1977年3月19日設立	○ 平成12年12月12日開設
○ 東京都	○ 東京都
○ 勤務員 約2,000名	○ 全国に20支部
○ 全員に約2,000名	○ 勤務員 約2,000名
○ 全国に16支部	○ 全国に16支部

留学生

	施設数	留学生数	把握数	把握率
大学	117	1,266	397	31%
専門・日本語学校	156	511	400	78%
国際交流会館・寮	42	259	243	94%
留学生支援団体	6	370	310	84%
合計	321	2,406	1350	56%

NGO・NPO 50団体

日本ウイグル協会～世界ウイグル
日本ウイグル協会として平成20年6
月に発足。日本人支援者を中心に
ウイグル民族運動を開催。

日本・イスラエル・パレスチナ
学生会議～毎年夏期にイスラエルとパレスチナから学生を招致し、学生会議を開催。

日本イラン協会～日本と
イラン本国との友好親善関係の促進。

ハラールフード

	国籍別	ハラールフード	ハラーストラン	合計
対象国人	バングラデシュ	14	64	78
	パキスタン	4	52	56
	トルコ	1	19	20
	その他	3	18	21
非対象国人	インド	3	44	47
	ネパール	3	23	26
	日本	1	52	53
	その他	5	23	28
	合計	34	295	329

化学剤

	店舗数	七品目取扱店舗数
薬局	6619	2236
ホームセンター	135	108
園芸店	672	343
農協	93	66
塗料店	249	96
サーフショップ	100	69
その他	1797	215
合計	9665	3133

中古車

経営者国籍別	会社数
パキスタン	151
バングラデシ	32
イラン	15
バンガラデシュ	26
トルコ	10
その他	15
合計	162

貿易会社

対象宿泊施設総数	会社数
849	60
外国人の宿泊利用あり	724
内訳	420
非対象国人の利用のみ	304
外国人の宿泊利用なし	125

ホテル

対象宿泊施設総数	会社数
849	60
外国人の宿泊利用あり	724
内訳	420
非対象国人の利用のみ	304
外国人の宿泊利用なし	125

平成20年6月18日
外事第三課・モスク

6月23日以降のモスク視察体制等について

1 要警戒対象

現時点においてモスク班抽出の「要警戒対象」の選定はなし。

2 モスク視察体制

① モスク班体制

係長以下43名

② 視察実施モスク（7モスク）

- ・ [REDACTED]

都内の7つの
モスクの名称が
記載されています。

③ 視察体制

- ・ 23日からサミット本番前までは、基本的に各モスクとも午前8時30分から日没後の礼拝が終了する午後7時30分を目処に拠点員、行確員を配置し、モスク動向の把握、モスクへの新規出入者及び不審者の発見把握に努める。
- ・ サミット本番時は、配置時間を前倒しするとともに視察解除はサミット行事関係を考慮して別命としたい。
- ・ 日々の情勢に柔軟に対応することとしたい。

～ラマダーン期間中のモスク等の動向及びイード・アル・フィトルの結果について～

【総括】

都内居住の OIC 諸国人の総数は、14,254 名（平成 19 年末現在：平成 18 年末比 + 246 名）と昨年と比して微増するに留まっているものの、本年のラマダーン期間中の礼拝者は 22,750 名（前年比 + 3,165 名）と大幅に増加している。

この点を考慮し、本年の増加傾向を検証すると、根本の要因として考えられるのは、在日ムスリムの心理的な変化であると思われる。つまり

一連の北海道・洞爺湖サミット関連警備に伴い、都内の警戒が強化されたことによって出控えていた在日ムスリムが、サミット期間中、イスラムに名を借りたテロリストによるテロの発生が日本国内で発生しなかったことに安堵し、新たに礼拝に参加するようになった

ことではないかと分析する。

サミット直前には、タブリーグの関係者で開催される会議上、“サミットに向けた警戒が厳しい中でタブリーグ活動を自粛するか否か”が議題に上ったり、また、あるイスラム団体関係者は「サミット後には、イスラムの布教活動を活発化したい」旨の発言をしていたことからも、本年のラマダーン月がサミット後になったことは、在日ムスリムたちにとっては、大変都合の良い状況であったと考えられる。また、下記に詳述するバングラデシュ人やインド人らの同国人による独自の動きが把握されたことからも、その心理的な背景が影響して、参加者数が増加した可能性が高いと見られる。

イード・アル・フィトルについては、本年は 4,700 名（昨年比 - 1,261 名）であり、参加者総数は大幅に減少した。これは、平日開催（昨年は休日）と小雨交じりの天候（昨年は晴天）を考慮すると、想定内の結果といえる。

ただ、一昨年は本年と同様平日開催であったが、この年の参加者数 3,933 名と本年を比べると 766 名の増加となることから、本年は、平日開催としては、決して少ない数字とは言えず、むしろ増加しているとも言える。

本年新たに把握した動向は、

- ・ 北区の王子署管内ではバングラデシュ人を中心とした「北マスジド」の設立に向けた動きが本格化
- ・ 江戸川区の葛西署管内では、インド人ムスリムを中心に、ラマダン臨時礼拝所としてラマダーン期間中、団地内の集会所を借り上げ
- ・ [REDACTED] では、マレーシア人イマームの影響及び在日マレーシア大使館の改修工事に伴い、同国人留学生の礼拝者が都内のみならず関東近県からも来訪

など、同国人で参集する傾向が顕著になってきたといえる。

【要旨】

○ ラマダーン中における礼拝参加者

ラマダーン期間中の礼拝参加者総数は、22,750名（昨年比+3,165名）であった。

礼拝参加者が昨年比で増加した主な要因としては、

- では、■の閉鎖に伴う参加者の流入に加え、■
- を礼拝場所としていた学生の所属する日本語専門学校が新宿に移転したこと
- では、インドネシア人及びマレーシア人留学生の参加が増加したこと、及び■の閉鎖に伴う参加者の流入があったこと
- では、イマームがマレーシア人であることからマレーシア人留学生が増加したこと、及び山谷地区の格安宿泊施設整備により旅行者の参加が増加したことなどが考えられる。

○ イード・アル・フィトル開催結果

10月1日（水）、都内11ヶ所のモスク及びムサッラーでイード・アル・フィトルが開催され、4,700名（昨年比-1,261名）が参加した。（■では9月30日、10月1日の両日開催された。）

昨年に比して参加者が減少した理由は、

- ・ 昨年は土曜開催であったが、本年は平日（水曜日）であった
 - ・ 昨年は晴天であったが、本年は小雨交じりの天候であった
- ことが主な要因と考えられる。

1 ラマダーン

(1) 期間

- 日本では、■で開かれた新月観測委員会の決定（本年はマレーシアの決定に従った）により、9月1日（月）からラマダーン入りし、9月30日（火）にラマダーン明けとなり、翌10月1日（水）にイード・アル・フィトル（※注1）が開催された。ただし、トルコ系である■は、トルコ宗教庁の決定に従い、ラマダーン明けを9月29日とし、30日と10月1日にイード・アル・フィトルを開催した。

※注1 ラマダーン月の断食が終了した翌日行うラマダーン明けの祭り。イスラムの二大祭りの一つ

(2) 期間中のイフタール開催動向

○ 総理大臣主催のイフタール

9月19日（金）、首相官邸において福田前総理大臣主催のイフタールが開催され、駐日イスラム諸国37カ国1地域（パレスチナ）の大天使、代表らが出席した（昨年比+9カ国）。

総理大臣主催のイフタールは2005（平成17）年から開催されたが、昨年は首相交代の直後で準備が間に合わなかったことから、小池百合子元防衛相及び駐日イスラム諸国大使らが主催してANAインターナショナルホテルで開催された。

○ 駐日米国大使主催のイフタル

9月24日（水）、港区所在の駐日米国大使公邸において、米国大使主催によるイフタルが開催され、駐日イスラム諸国大使館等22カ国1地域（パレスチナ）の大天使、代表らが出席した（昨年比+9か国）。また、在日イスラム関係団体からは5団体14名（[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]）の代表らが出席した。

駐日米国大使主催のイフタルは2005（平成17）年から開催されたが、初回参加の36カ国から比較すると、参加国は減少している。

○ [REDACTED] 主催のイフタル

毎土曜日恒例のイフタルが、[REDACTED] 事務所内において9/6、9/13、9/20、9/27の計4回開催され、第1回目に駐日サウジ・アラビア大使夫妻、第3回目に駐日イラク大使夫妻及び[REDACTED] の[REDACTED] が出席した。

○ [REDACTED] のイフタルへの近隣住民招待

9月28日（日）に[REDACTED] で開催されたイフタルに、近隣住民が招待された。この招待は一昨年から始まったものであるが、本年も招待状を配布して、近隣住民等約50名（昨年比-35名）が参加し、ブッフェ形式でカレー、羊肉、鶏肉、デザート等の料理が振る舞われた。

(3) ラマダーン期間中における主要モスク等での礼拝参加者数

○ ラマダーン期間中の礼拝参加者総数は、22,750名（昨年比+3,165名）であった。このうち、本年から集計を開始した[REDACTED] 礼拝所(43名)及び[REDACTED] 礼拝所(24名)の合計67名を除いた増加数は2,969名となる。

各モスクの増加要因として考えられるものは以下の通りである。

[REDACTED]

施設の規模・外観、立地条件の良さ、旅行者等の団体による立ち寄りの増加に加え、他モスクの出入り者として把握されていた者の参加によるものと考えられる。

[REDACTED]

交通至便等の立地条件、[REDACTED] の閉鎖に伴う参加者の流入に加え、[REDACTED] を礼拝場所としていた学生の所属する日本語専門学校が新宿に移転したこと等が考えられる。

[REDACTED]

インドネシア人及びマレーシア人留学生の参加が増加したこと、及び池袋モスクの閉鎖に伴う参加者の流入があったためであると考えられる。

[REDACTED]

イマームがマレーシア人であることからマレーシア人留学生が増加したこと、及び山谷地区の格安宿泊施設整備により旅行者の参加が増加したこと等が考えられる。

○ 昼夜別の参加者数をみると、ほとんどのモスクで夜間の出入り者が多くなっており、日が昇っている時間帯の礼拝者が延べ9,035名（金曜礼拝含む）であったのに対して、日没後の礼拝者は延べ13,448名であり、約1.5倍となっていた。

その要因として、ラマダーン期間中には一日5回の礼拝とは別に、夜の礼拝(イシャー)後に行なわれる特別な自発的礼拝(タラウィーフ)が勧められていることが挙げられる。

(都内モスク等におけるラマダーン中の礼拝参加者数 9/1 ~ 9/30)

	主要モスク・礼拝所	本年(延べ人数)	昨年(延べ人数)	前年比	1日平均参加者数
1	[REDACTED]	592名	284名	+ 308名	20名
2	[REDACTED]	5,488名	5,515名	- 27名	183名
3	[REDACTED]	3,259名	1,949名	+ 1,310名	112名
4	[REDACTED]	2,733名	1,021名	+ 1,713名	91名
5	[REDACTED]	5,801名	4,457名	+ 1,344名	193名
6	閉鎖	572名	—	—	—
7	[REDACTED]	654名	413名	+ 241名	22名
8	[REDACTED]	2,497名	2,549名	- 52名	83名
9	[REDACTED]	733名	938名	- 205名	24名
10	[REDACTED]	129名	—	—	(金礼、日曜のみ) 32名
11	[REDACTED]	524名	1,520名	- 996名	(金礼、夜中心) 17名
12	[REDACTED]	273名	367名	- 94名	9名
13	[REDACTED]	43名	—	—	金礼のみ 11名
14	[REDACTED]	24名	—	—	金礼のみ 6名
	合計	22,750名	19,585名	+ 3,165名	

※ [REDACTED] 及び [REDACTED] は本年から計上。

※ [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] は金曜礼拝のみの数。

※ [REDACTED] のみ9/29までのデータ。

※ [REDACTED] では、昨年のラマダーン期間は10日間のみであった。

(4) 特異動向

当課把握のモスク・一時礼拝所以外の以下の2か所において礼拝動向を確認した。

- [REDACTED]

王子署管内でバングラディシュ人い集場所として把握されていた通称「[REDACTED]」(マンション一階の店舗部分を使用)においては、ラマダーン期間中の金曜礼拝に合計176名の参加を確認している。なお、イード・アル・フィトルは、10月1日に北区内の「北とぴあ」にて実施した。

- [REDACTED]

葛西署管内の団地に居住するインド人ムスリムが、ラマダーン期間中団地内集会所を借り上げて臨時礼拝所として使用していたことを確認した。同インド人は [REDACTED] の礼拝参加者であるが、同モスクが遠いため、ラマダーン期間中限定で礼拝所として使用した模様である。

礼拝は、夜間のみ午後8時から午後9時30分までの間行われ、近隣団地等に居住するインド人を中心とするムスリムが参加した。なお、イマームは [REDACTED] が手配したパキスタン人が務めた。期間中の参加者は、合計348名であった。

2 イード・アル・フィトル

(1) 開催結果

都内のモスク及びムッサラーでイード・アル・フィトルが開催され、4,700名（昨年比-1,261名）が参加した。

日本でのラマダーン月明け及びイード・アル・フィトル開催日は、新月観測委員会の決定（本年はマレーシアの決定）により10月1日と決定したが、[]では、トルコ政府により、すでに30日の開催が決定していたため、9月30日と10月1日の両日開催された。

昨年に比して参加者が減少した理由は、

- 昨年は土曜開催であったが、本年は平日（水曜日）であった
- 昨年は晴天であったが、本年は小雨交じりの天候であった

ことが主な要因と考えられる。

独自の動きとしては、北区王子署管内に所在する“[]”は、同署管内のタウンホール“北トピア13階飛鳥の間”を借り上げ、バングラデシュ人を中心に232名が参集。9時から10時20分までの間、イード・アル・フィトルを行った。

埼玉県との県境に近いという場所柄、同県下から参加したムスリムも少なくないと思料される。

(都内モスク等におけるイード・アル・フィトルの参加者数)

	モスク・礼拝所	本年(平日)	昨年(休日)	一昨年(平日)	前年比
1	[]	61名	53名	40名	+8名
2	[]	767名	1,039名	725名	-272名
3	[]	624名	722名	616名	-98名
4	[]	開催なし	開催なし		名
5	[]	882名	694名	574名	+188名
6	[]	開催なし	36名	20名	-36名
7	[]	60名	58名	70名	+2名
8	[]	192名	224名	150名	-32名
9	[]	72名	95名	87名	-23名
10	[]	42名	40名	43名	+2名
11	[]	2,000名	3,000名	1,600名	-1,000名
合 計		4,700名	5,961名	3,933名	-1,261名

*注3 []は、9月30日(火)、10月1日(水)の参加者合計

(2) 各モスク・ムッサラーの動向



昨年と人數的には大幅な変更はなし。入口に募金箱を設置し、一人1,500円ずつの寄付を集めていた。



昨年比 - 272 名と大幅な減少。ただ、一昨年の平日開催時は 725 名であり、本年とほぼ同数。休日開催であった昨年の参集者が非常に多かったといえる。

○ [REDACTED]

参加者は 882 名（昨年比 + 188 名）で、イード祭参加者数は [REDACTED] を抜き都内第 1 位となった。（* [REDACTED] を除く）

平日、不順な天候にも関わらず、大幅な増加があったのは、

① [REDACTED] の閉鎖

② [REDACTED] ではイードの開催がない

ために、多くのムスリムが [REDACTED] でのイード祭に参加したことが考えられる。

また、追及班によれば、留学生、研修生風の者が多い印象が強いとのこと。

なお、昨年と同様、モスク関係者が管轄署である巣鴨署に対し、事前に道路使用許可を申請するなど混乱防止の対策を講じたため、近隣住民との間に大きなトラブルはなかった。

○ [REDACTED]

イード・アル・フィトルを9月30日・10月1日の両日に実施。本年も、1日目を東京ジャーミイ主催、2日目を [REDACTED] 主催として開催した。そのため、参集者も初日はトルコ系、ウイグル系が主流であったが、2日目は、パキスタン、マレーシア、バングラデシュ、黒人など多彩な顔ぶれであった。

○ [REDACTED]

本年も [REDACTED] 主催のイード・アル・フィトルは行われなかつたことから、普段の参集者の多くは、[REDACTED] 等の行事に参加したものと思われる。

○ [REDACTED]

本年も、都内各モスク・ムサッラーの中では最大の 2,000 名を確認した。毎年、在日インドネシア大使館は、在日インドネシア人ムスリムに対してするイード参加の呼びかけを行っており、同国人の祭への参加意識は高いものと思われる。

また、参加者の内半数である 1,000 名程が、10 時から 13 時まで在日インドネシア大使館で行われる昼食会に参加したこと。なお、インドネシア大使館には、マスコミ 2 社（日本経済新聞社、インドネシア国営通信“アンタラ”）が取材に来ていた。

3 ラマダーン及びイード・アル・フィトルで把握した新規礼拝参加者数

当課では、ラマダーン期間中は、普段礼拝に来ないものが多く訪れる時期であり、新規把握の好機であると捉え、課内担当班や関係署と連携し、総計 209 名の新規礼拝参加者を把握した。

下記の表を見ると、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の順で新規把握が多いが、各モスクにおける一来参集者の多さ、新たな留学生・研修生が増加しているという現状等を考慮すると、妥当な順位であるといえる。逆に、把握者数が少ない [REDACTED]、[REDACTED] は礼拝参加者が固定化しているといえ、一来で訪れる者が少数であることを示している。

	モスク	ラマダーン	イード・アル・フィトル	
1	[REDACTED]	50名	18名	68名
2	[REDACTED]	20名	3名	23名
3	[REDACTED]	2名	イードの開催なし	2名
4	[REDACTED]	75名	5名	80名
5	[REDACTED]	3名	6名	9名
6	[REDACTED]	15名	5名	20名
7	[REDACTED]	4名	3名	7名
合 計		169名	40名	209名

227頁から233頁のマスキング箇所には、具体的なモスク名またはイスラム関係団体の名称が記載されています。

解明作業進捗状況

H 19. 9. 3

追及捜査第1班

【モスク】

先週の結果 [8月26日(日)~9月1日(土)]

1 金曜礼拝視察結果 (8月31日)

- (1) 観察時間 午前8時30分ころから午後5時30分ころまでの間
- (2) 礼拝時間 午後1時00分ころから午後1時15分ころまでの間 (約15分間)
- (3) 礼拝参加者 70名 (全員男性)

A 対象[人定判明者(定期的に参加し、人定が判明している者)]	34名(約49%)
内訳 B 対象[追跡可能者(人定不明なるも、追跡可能な者)]	9名(約13%)
C 対象[追跡未実施者(新規参加者を含む)]	27名(約39%)

面割率(A+B) 約61%

(4) 行確結果

新宿署～新宿区 [REDACTED] 室へ追い込み、事後捜査予定

(5) 特異動向

先々週の金曜礼拝に不参加であった [REDACTED] は、今回も不参加であった。

(6) 参考事項

[REDACTED] は、[REDACTED] ([REDACTED]) であった。

2 各日のモスク出入り状況 (17:00ころから翌8:30ころまでの間はビデオ解析による)

8/26(日) [REDACTED] 以下延べ17名の出入りを確認
 8/27(月) [REDACTED] 以下延べ19名の出入りを確認
 8/28(火) [REDACTED] 以下延べ28名の出入りを確認
 8/29(水) [REDACTED] 以下延べ23名の出入りを確認
 8/30(木) [REDACTED] 以下延べ21名の出入りを確認
 9/1(土) [REDACTED] 以下延べ18名の出入りを確認

3 その他

(1) 解明結果

国籍～バングラデッシュ

氏名～[REDACTED] 生([REDACTED]歳) 男

住所～新宿区 [REDACTED]

職業～検査中

外登録～新宿区⑧ [REDACTED] 在留資格～[REDACTED]

(2) 不審者リスト搭載者の動向

- ・ [REDACTED] (インド・C対象)
8/24(金) 早朝の礼拝からモスクへの出入りを確認しておらず、9日間モスクへの出入りを確認していない。
- ・ [REDACTED] (ミャンマー・C対象)
平日、金曜礼拝とも参加を確認していない。
- ・ [REDACTED] (バングラデシュ・C対象)
平日、金曜礼拝とも参加を確認していない。

今週の予定 [9月2日(日)～9月8日(土)]

- 1 観察、基調による実態解明と不審者の抽出、解明作業の推進
- 2 抱点防衛の徹底
- 3 基礎資料の収集、整備